

第四百十五回
会

参議院文教・科学委員会會議録第十一号

平成十一年五月二十日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十九日

辞任

佐藤 泰介君
田名部匡省君

補欠選任

内藤 正光君
岩本 莊太君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

南野知恵子君

委員

狩野 安君
馳 浩君
江本 孟紀君
松 あきら君
日下部博代子君
阿南 一成君
亀井 郁夫君
北岡 秀二君
世耕 弘成君
仲道 俊哉君
橋本 聖子君
石田 美栄君
内藤 正光君
本岡 昭次君
山下 栄一君
畑野 君枝君
林 紀子君
扇 千景君
岩本 莊太君

国務大臣

文部大臣

有馬 朗人君

政府委員

文部大臣官房長 小野 元之君
文部省高等教育局長 佐々木正峰君
文部省学術国際局長 工藤 智規君
事務局副局長 常任委員会専門員 巻端 俊兒君

本日の會議に付した案件

○学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(南野知恵子君) ただいまから文教・科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、田名部匡省君及び佐藤泰介君が委員を辞任され、その補欠として岩本莊太君及び内藤正光君が選任されました。

○委員長(南野知恵子君) 学校教育法等の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○石田美栄君 民主党・新緑風会の石田美栄でございます。

今回の法改正ですが、学問の自由だとか大学の自治を侵す、民主主義が失われるといったようなことで、いろんな組織あるいは大学等々から反対の要請がたくさん来ております。でも、審議してまいりますと、現実に大学の中で積み重ねてきた、やってきていることを、今回法律できちっと交通整理というか規定していくのであって、大して変わらないのかなという気もいたします。そうすると、本日に改革が進むのかな、でも運営諸問

會議といったことが義務づけられるということでは大きく変わる部分でもあるのかなという気もいたします。幾つか現実的な点で、きょうは最後です。確認させていただこうかと思っております。

幾つかの改正がございますが、学部長、評議会、教授会の設置について今回規定されましたが、現実にはずっと学部長も評議会も教授会もあったわけです。

この七条の三に並べられている評議会の評議員でございますが、学長、学部長、それから教養部の部長とか研究所の所長とか、そのほかに評議会に加えられる者として、選出された教授だとか学長が指名する教員というふうになつておるんですが、この構成は現状はどのようになつておるのでしょうか。こういうふうになつておることで実際に構成メンバーが変わるのでしょうか、お伺いいたします。

○政府委員(佐々木正峰君) 現在の国立大学の評議会でございますが、この構成メンバーにつきましては、暫定省令によりまして、まず基本的な構成員として、学長、学部長、教養部長、学部、教養部ごとに教授一名と定められておるほか、評議会の議を経て、附置研究所長や図書館長、学生部長、その他重要な職にある職員を評議員とするものとされておるところでございます。

今回の改正案においては、基本的な構成員として、学部長に加え、独立研究科長と附置研究所長を基本的な構成員としておりましたが、これは、大学の比重が増大したことに伴うもので、評議会の構成において一定の実態を有する研究科を学部と同等に位置づけるとともに、独立研究科にはほぼ相当する規模の教員組織を持つ附置研究所の所長も同様に位置づけられたものでございます。

また、評議員に加えることができる者として、学部、独立研究科、教養部及び附置研究所のうち

評議会が定めるものごとに選出される教授、附属病院長、図書館長など基本的構成員以外の部局長、評議会の議に基づいて学長が指名する教員を定めております。これは、大規模な大学では基本的な構成員で相当な規模に達するというようなことも踏まえまして、学部その他の部局から選出される教授については従来のように学部に限って二名とは固定せずに、選出する部局の範囲や選出すべき数を各大学の評議会の判断にゆだねることとしたものでございます。

また、附属病院長などの部局長や評議会の議に基づいて学長が指名する教員を加えることとしておりますのは、暫定省令において重要な職にある職員を評議員とすることができると規定しているのと趣旨でございます。

文部省といたしましては、各大学において法改正の趣旨を踏まえた評議会の構成について検討が行われ、適切な規模や構成となることを期待するものでございます。また、その評議会の規模や構成につきましては、内外に示すことを通して、その大学における適時適切な責任ある意思決定を行う上で適切なものであることを示していく必要があるというふうにお考えであると聞いております。

○石田美栄君 そうしますと、構成メンバーを明確にするということとはわかりますが、実際には構成員がこの規定によつてより広がり、と解釈してよろしいでしょうか。

○政府委員(佐々木正峰君) 大学によりましては、評議員の数が非常に多く、機動的な意思決定が十二分にできないというふうな弊害を持つところもございまして、したがって、一概に評議員の数がふえるというふうなことではなく、それぞれの大学が組織の状況等に応じてどのような構成、どのような規模の評議会とするかを、それぞれ

れの大学が自主的に御判断いただくということにならうかと思ひます。

○石田美栄君 ある程度規定することで規制も加わるのかなというふうに聞こえます。

そして、こういう評議会のメンバーなどは文部大臣が皆任命するというふうになるんですね。形式上そうなのかもしれませんが、学長の任命でいいんじゃないかなという感想を持ちます。それはそれとして、現実には、申し出た者が拒否されるというふうなことはあり得るんじゃないでしょうか。

○政府委員(佐々木正峰君) 非常勤の国家公務員ということに評議員になるわけでございます。したがって、国家公務員である以上、任命権は各省大臣に所属するということになるわけでございますが、文部大臣は、大学から申し出があつた場合、原則として学長の申し出に拘束をされるというところでございます。これまでも評議員の発令を文部大臣として拒否したことはないわけでございます。

○石田美栄君 現実には拒否することはないというふうに解釈していいかと思ひます。

さて、教授会ですが、教授会の構成も多分大学によってかなり違いがあるのだらうと思うんですが、現在どのような構成になっているのかお教えください。

○政府委員(佐々木正峰君) 国立大学の教授会でございますが、現在、教授、助教授及び講師で構成されているのが一般的でございます。ただ、助手の勤務実態が大学や学問分野の特性により極めて多岐にわたっていることなどから、一部の大学では、審議事項については助手を教授会に加えている例もございます。

今回の改正におきましては、教授会の設置単位や審議事項を規定したところでございますが、教授会の構成につきましては法律上特段の変更を加えておらないところでございます。

○石田美栄君 ちよつとはつきりしませんが、現実には、議題によっては助手も加わって、実際には助手も構成メンバーになっているところが多い

のじゃないかなというふうに思ひます。

さて、今回の改正で構成メンバーがある程度規定されるだらうと思うんですが、そのことによって今の状況に変化が起るのでしょうか。

○政府委員(佐々木正峰君) 現在、学校教育法の規定は、大学には教授会を置かなければならないとし、教授会の組織には助教授その他の職員を加えることができるというふうに規定されておるわけでございます。この規定につきましては、今回改正を加えていないところでございます。したがって、今後の教授会の構成につきましても、現行の学校教育法五十九条の規定により運営がなされるわけでございます。したがって、教授のほかに、助教授や教授、助教授に準ずる位置づけの職員が加わることができるようでございます。

ただ、学校教育法の職務規定に照らして、助手は教授、助教授を助ける職務を行う者でございますので、一般論として言えば、教授会の構成員として必ずしもふさわしくはないと考えているところでございますが、教育研究活動の活性化の観点から、今後、大学審議会において助手制度のあり方を含めた大学の教員組織のあり方について広く検討を行うことといたしているところでございます。

○石田美栄君 今回の助手の扱いについては、ううんという気持ちで聞いている部分がございます。た。というのは、現実に助手はいろいろあつて、ポジションがないために、給与体系は助手でも実際には三十代、四十代で助手をまだやっている方というのがありますから、そのあたりのことももう少しきちつと整理されて、実際の助手の地位、そういうところはこれから問題解決をしなきゃいけないのであらうと思ひます。

現実にはどの程度、規定されることでその辺に变化が起るのかまだはつきりしませんが、教授会というのは、その学部の中の現実の運用、いろんなことを決めていくので、学生にとっては非常に重要な部分で、教員全般の意思が反映されるように維持されていくことが非常に重要だらうと思ひ

ます。

さて、次は学部長の選考なんですが、これも、現在どのように行われていて、今回の改正によって選考方法に変化があるんじゃないでしょうか。

○政府委員(佐々木正峰君) 国立大学の学部長の選考は、その学部の教授会の議に基づき学長が行うとされているところでございます。実際には、教授会の定めるところにより、教授会における学部長候補者の選定に当たり教授会構成員による投票などが行われているところでございます。

今回、教育公務員特例法を改正いたしましたわけでございますが、これは、従来暫定措置として附則で定めていたものを本則に規定することとしたものでございまして、評議会の設置等、国立大学の組織運営に関する基本的な事項を法律上定めることに伴う規定の整備でございます。したがって、学部長の選考に関する規定を変更するものではございません。その意味で、教授会構成員による投票などが行えなくなるといふようなことではございません。

○石田美栄君 今回の法律案の提案理由の第二に、「大学が一体的、機能的に運営され責任ある意思決定が行われるよう、あわせて社会に対して開かれた大学となるよう大学の組織運営体制を整備するため」とありますが、大学の運営全体に対してリーダーシップが期待されているわけであり

ます。そこで、学長選考の仕組みがどうなっているのかお尋ねしたいと思ひます。現行では一般的にどのような選考方法がとられているんでしょうか。

○政府委員(佐々木正峰君) 国立大学の学長の選考は、評議会の議に基づき、学長の定める基準により、評議会が責任を持って行うこととなっております。評議会が責任を持って行うことが必要であるわけでございます。実際には、評議会の議に基づき、学長の定めるところにより、学長候補者の選定に当たつて大学の主たる構成員である教員の意向を聞くという観点から、教員による投票が行

今回、教育公務員特例法の改正において、学長の選考に関する規定に実質的な変更はございません。したがって、教員による投票が行えなくなるというふうなことはないわけでございます。が、教員による投票に当たっては、例えば事前に評議会の責任において学内外から数名の候補者に絞つた上で投票を行うとか、投票に参加する教員の範囲について、大学運営の責任者を認める上での適切なものにするなどの工夫を行うことが必要であると考えておるところでございまして、各大学において学長の役割の重要性というものを踏まえた改善の取り組みがなされることを文部省としても期待しておるところでございます。

○石田美栄君 改正で、最初に申し上げましたように、大学の自治が損なわれる云々という反対の陳情が多数寄せられているのですが、お聞きするところでは、学長の選考にしましても、それぞれの大学で行われてきた今までの投票の方法あるいは投票する人の範囲、そういったことにそんなに変化は起らないというふうにお聞きしましたし、そうでありたいというふうにお聞きします。

次に、前回もちよつと評価のことで触れましたが、約九割の大学が自己点検・評価を実施しているということですが、学生による授業評価の導入はどの程度進んでおりますか。そしてまた、評価の仕方、内容についても把握しておられるところをお教え願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐々木正峰君) 学生による授業評価でございますが、評価の実施主体、これがだれかによりまして、大学が学生に依頼して評価を行うものとか、教員自身が学生に依頼して評価を行うものとか、学生みずからが自主的に評価を行うもの、あるいは学外の第三者が学生に依頼して評価をするものなど、いろいろな目的、方法により行われているところでございます。

近年、教育研究の質の向上を図る、そして大学が教育機関として社会的使命を達成する観点から、大学の行う自己点検・評価の一環として学生による授業評価を実施する大学が年々増加して

りまして、平成九年度の数字で申しますと、国立大学については七十六大学、七八%、公立大学に つきましては十二大学、二二%、私立大学は百八 十四大学、四三%、全体では二百七十二大学、四 六%がこれを実施しているところでございます。

学生による授業評価の具体的な評価項目とい いたしましては、実施している項目の多い例を挙げま すと、先生の話し方の聞き取りやすさ、あるいは 授業のわかりやすさ、黒板、ビデオ、OHP等の 使い方、それから学生の自己評価なども多い項目 となっております。

文部省としては、学生による授業評価が大学や 教員の教育方法の問題点の把握やその効果的な改 善を図っていく上で意義があるというふうには考 えているところでございます。今後、さまざまな 実施主体による学生評価の試みが一層活発に行わ れることを期待するとともに、各大学が自己点 検・評価の一環として学生による授業評価を実施 する、そしてそれを踏まえて教育活動の改善を 図っていくことを促してまいりたいと考えており ます。

○石田美栄君 ありがとうございます。

私は、もう三十年近く前ですが、最初にアメリ カの大学院に留学したときに、州立大学でし たが、たまたまその年がちょうどその大学全体の 評価の年に当たりましたと、とった講座それぞれの 終わりに教授が自分の評価のペーパーを配られ て、それらかなり膨大なもので、たしか九十分か 一時間全部使って書くくらいのものでした。今 おっしゃったような項目ももちろんですけれど、 も、学生の創意工夫を引き出すのであったかと とか、かなり膨大なもの。私は留学生ですから言 葉の上でも大変で、四苦八苦して、宿題で持って 帰ってそのペーパーを埋めて、後で出させていた だいたような記憶がございます。

こういった評価も一つの方法ですけれども、そ ういったことも充実されていく、第三者評価も 加えて、これからのいろいろな資料に使われそう 大学の評価が充実していくことを本望に望んでおり

ます。

最後に、大学審議会の答申にも、今後国立大学 が特に社会的責任を果たすべきことが期待される 機能として何点かが挙げられているわけでありま すけれども、文部大臣として、これからエージェ ンシー化、独立行政法人化といったことも検討さ れていく中で、高等教育、中でも大学院の機能、 国立大学でなければできないこと、この点をどう いうふうにお考えになつていらっしゃるのか。

私は、国立大学でどうしてもやらなきゃいけな いことというのは、国の将来のあり方にかかわる 教育者の養成、あるいは私学ではとても採算のと れないような国家戦略的な、高度な、先端的な学 術研究、あるいは長い将来を目標とした、ひよつと したらむだになるかもしれないような基礎研究的 なもの。したがって、教育者の養成と、もう一つ は大学院レベルの高等教育機関が中核となるよう な、そういう部分かなというふうには思っているん ですけれども、文部大臣、これだけは国立大学で なければという部分をどのようにお考えか、最後 にお伺いいたしまして、質問を終わらせていた だきます。

○国務大臣(有馬朗人君) まず、国立大学の役割 というのは、今、先生御指摘のとおりのことです。

一つは、例えば二十一世紀にどういう方向に向 かっていくべきかというふうなことを検討した際 に、計画的な人材養成の実施と、それを政策目標 として実現していくというふうなことが一つの大 きな役割だと思えます。

それからもう一つは、これも先生ちよつとおっ しゃっておられましたけれども、少し敷衍いたし ますと、社会的需要が余り高くない、しかし重要 な学問分野というものはあるわけですね。私の近い ところでありまして考古学なんというのはそういう ものです。こういうものはやはり絶対に国立大学 として大いに活躍していかなければならないと 思っています。それから、社会の変化、学術研究 が非常に急速に進展していくときに、大いに先導

的、実験的な教育研究を実施していくという点で も国立大学の役割は大きいと思えます。

それからもう一つは、学生が経済状況に左右さ れることなく、自分の関心、適性に応じて高等教 育を受ける機会を確保するということは、私は やっぱ大切だと思えます。ドイツとかフラン スのように、高等教育、大学での教育に対して授 業料などを払わないというのはいまだ一つの方針で ございますけれども、それにしても、授業料とい うものがかなり適正なものであるということに よって、私のとき貧乏人でも高等教育を受けら れたということはやはり国立大学のよさだと思 います。

それから、私が常々言っておりますことは、国 立大学はもつと積極的に地域社会と協力をした方 がいいということを言っているわけですね。国立大 学でありますと、全国区という言葉がいいかどう かわかりませんが、自分は全国を見回さなければ いけないという義務感がありまして、なかなか地 方に直接密着するということの方が難しい面が ございます。それでも、各地域特有の課題に応じ た教育研究と、それを解決していくという努力を する、そういうことが必要だろうかと思っていま す。

一方、全国的に均衡のとれた大学配置によつて 教育の機会均等を確保していく、こういう点でや はり国立大学は大いに努力しなければならぬ。特 に大学院というふうなところでの教育研究は極 めて重要でございまして、財政的にも大変な面が ございますので、これはやはり国立でやっていく べきだと思っております。

文部省といたしましては、今回の法律案を含め まして国立大学の改革を推進することによつて、 国立大学が一つの組織体として教育研究の質を高 め、そして期待されている機能をより適切に果た していくことが必要であると考えております。

○石田美栄君 学資の問題だけは、民主党として はまた別の意見を持っております。現実には東京 大学に入学する学生の経済状況が、一番いい

というふうなことも出てきておりますから、その 点についてはまた奨学金というふうな形で別のこ とを考えておまして、全般的には文部大臣と意 見が一致するところかなというふうには思います。 ありがとうございます。

○山下栄一君 まず、法改正の中身の部分で、国 立学校設置法の改正にかかわる運営諮問会議の問 題でございまして。

筑波大学の参与会、昭和四十八年からですか、 この役割がある程度評価されたという形で今回全 国展開する。この運営諮問会議は、新しい試みと いうか実験的試みから国としての制度化というこ とでございましてけれども、どんな人が選ばれるの かということ、これも非常に重要な問題である。 経済界とか自治体の責任者とか例示がいろいろ ございますけれども、この人選の基準を、例示じゃ なくて、ある一定の基準といえますか、ある程度 考えておく必要がある。

私は、それは各大学に任せるあり方が正しいの ではないか、このように思っております。文部省 けれども、選考の基準はどがつくるのか。文部省 で省令で考えるのか、大学に任せるのか、この辺 がちよつと不明確であると思っております。御 答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(佐々木正峰君) 運営諮問会議は、大 学が社会からの意見を聞き、社会的存在としてそ の責任を明らかにすることが求められていること から、外部有識者の意見を聞くための組織として 各国立大学に置かれるものでございまして。委員に つきましては、大学に関し広くかつ高い意見を有 する者が学長の申し出を受けて任命されることと なっているわけでございますが、具体的な人選等 につきましては、各大学において運営諮問会議の 設置の趣旨を踏まえて適切に対応していくことにな るわけでございます。

具体的には、例えば地域社会や他の大学、研究 機関の関係者、卒業生など、社会のさまざまな層 から有識者の参加を求めるということを考えてお るわけでございますが、各大学において人選の基

準を定めるかどうかは、それぞれの大学の判断によるといふふうに考えておるところでございます。

○山下栄一君 選考基準をつくるかどうかの判断は大学に任せるといふことですね。わかりました。

運営諮問会議の委員の任命は「学長の申出を受けて文部大臣が任命する」と、評議会のメンバーと若干違うニュアンスで書いてあるわけですね。これは筑波大学の場合もそうだったと。評議会の場合は基本的には大学側の申し出とおりによくいうな雰囲気なんです、「申出に基づいて」と。諮問会議の方は「受けて」と。これはだから、大学側、まあ学長が代表なんでしょうけれども、こういう人にしたと言つても、文部省の方でそれはちよつとだめだ、もう一回考え直せとか、そんなことが大いにあり得ることがこういう規定の違いにあらわれているのではないかというふうに思うわけです。

この「受けて」の中身ですけれども、大学側の意見を基本的には尊重するということなのか、そうじゃないというのか、どっちなのかということをお聞きしたい。

○政府委員(佐々木正峰君) 運営諮問会議の委員は国家公務員でございまして、国家公務員法制上文部大臣が任命をするという形となるわけでございしますが、その際、「学長の申出を受けて文部大臣が任命する」といたしておるところでございします。したがって、基本的には、文部大臣は学長の申し出を尊重し、その申し出があった者について委員として任命を行うこととなるわけでございします。学長の申し出を拒否したり再検討を求めるといふようなことは通常考えられないところでございします。

○山下栄一君 別の話に移ります。

高等教育機関、特に大学、大学院の教育の使命です。これは、大臣も前から余り強くなかったということをおっしゃっているわけです。僕は、今のこの時代状況を踏まえまして、初等教育、中等

教育、高等教育という言葉があるわけで、高等教育機関として大学が位置づけられている割には大学教員にどういう人がふさわしいかということを選ぶ場合にも、研究的な能力ということは非常に問われるけれども、教育的な力がどれだけあるのかということは余り問われないままに今日まで来たというふうなことを感じるわけでございます。

やはり二十一世紀、ますますこの教育機能が、これはもう社会、家庭も地域もすべて、人間という動物は教育によって人間になるということでございますので、その一番のモデルが、教育の最高学府がまさに大学でなきゃならない。それが余りにも研究ということが重視され続けて、教育機関であるということが軽視されてきたということでは、これは意識を抜本的に変えにゃいかぬのじゃないかということを思うわけです。

私は、研究と教育というのは場合によっては非常に両立しにくい面も、研究で追求すればするほど人とのかわりが苦手になったり疎ましくなったりとか、それは学部とか学問内容によっても違いますけれども、そういう傾向を感じるわけですね。私は、大学は人格陶冶の最高学府なんだという位置づけをもっともつと明確にしていかにやいかぬのではないかなというふうに感じておるわけですね。

まずその点の大臣のお考えをお聞きしたい。
○国務大臣(有馬朗人君) 私もたびたび申し上げ
ますように、特に学部では教育ということを極めて
大切だというふうな意識を持っていただきたい
と思っているわけです。現在の大学でもさまざま
な考慮を払ってはおりますけれども、特に学部で
は教育というものを非常に重要なものとして考え
ていっていただきたいと思っています。

そういう点で、一つは、研究者としての仕事に
対する評価はもちろんいたしますけれども、同時
に、教育者として十分教育をしていけるかどう
か、こういうふうなことも、教授、助教授、助手
の選考に当たっては十分考慮していかなければ
ならない。

ですから、候補者を二人ぐらい選んでおいてセ
ミナーをさせるというふうなことを私どもは試み
てまいりました。こういうことをやりますと、研
究能力もわかるし、同時に教え方がわかるんです
ね。そういう努力を今後大学がするべきだと思っ
ております。

○山下栄一君 就学前教育から始まりまして、大学入試に全力を挙げて大学へ入っていくわけで、す。エネルギーを使い果たすぐらい頑張つて大学へ入っていく。大学というのは、私は非常に幅広い人材の集まった組織だというふうに感じております。僕も大学へ行きましたけれども、そんなことをわからぬままに卒業してしまつたような感じがしまして、もったいなかったなと。もつといろんな人に、もちろん授業とかゼミもそうですけれども、人格的触れ合いをもつとしておつたららもつ

ともつとよかつたのではないかなというふうに思うわけです。大学には、大学院生もいらつしやる、研究所もある、そして、学部にもちろん入学するわけですけどもいろんな学部がある。これほど広い学問というのはあるのかと。大学の先生も非常に個性あふれる方々が物すごくたくさんいらつしやるわけで、場合によつては海外からもいらつしやる場合もある。そういうものを思い切り活用したら非常に人格も磨かれていくというふうに思うわけですけども、それには大学の教員の側がもつと触れ合いの方を重視しないと、来る人は来いというふうなことではだめであると思ひます。

だから、僕は、大学に物すごいお金もかけ、少ないと言われる人もいらつしやるわけですけれども、何万人という組織の総合大学もあるわけです、クラブ活動とかもちろん含めてですけれども、一定のところだけ経験して卒業してしまうみたいなことは、大学院に行かない場合は特にそうですけれども、本当にもつたいないということを感じているわけでございます。その辺の、質問をする喜び、人格、新しい個性に触れ合う喜び

みたいなものがあるんだよ、そういう世界なんだというふうなことをもつともつと高校段階から知っていくことが進路指導も含めて大事なということを非常に感じておるわけです。勝手なことを言っておりますけれども。

の力量、論文をどれだけ、そういう特定の専門分野
教員の採用のあり方なんですが、その専門分野
野といつても非常に限られた専門分野、その力
によつて選ばれるということがやっぱり基本にあ
る。と同時に、そういう意味で、今、大臣がおつ
しゃつたように、教育能力とか、もっと幅広い研
究の素養も採用基準にしていかなないといかぬと思
います。

と同時に、日本の大学というのは、私の勝手な印象ですけれども、採用の過程、基準が物すごく不透明だなということを感じております。例えば数学ができる非常に優秀な方がいらっしやる。大学の先生になりたいが、今、全国のだこの大学でそういう人を求めているのか全然わからないというのが実情ではないか。各大学では公募もしたり、キャンパスの掲示板に張ったりしてあるかも知りませんけれども、非常に限られた形でしか情報が伝わらぬような仕組みになっているんじゃないかということを感じておりまして、もつともつと採用過程、採用基準を希望する人にわかりやすくするような仕組みができないのか。

この答申にも望ましいとかいうふうに書いてあるんですけども、例えば大学教員採用選考委員会も単に学内だけじゃなくて外部の人にも入ってもらう、それはすばらしい意見だと思うんですけども、そんなことも含めて、この日本の大学教員の採用のあり方が極めて不透明であるという私は認識なんです。もうちよつと全面公開、希望する人がどこで今採用を求めているのかということ、国立、公立、私立も全部含めてそういう情報公開するような、例えばパソコンでばつとわかるとか、そういうふうなことにしていただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○国務大臣(有馬朗人君) 私は、もう何十年前か

ら教員は公募で採用すべしという説でございました。幸い、現在、文部省の調査によりますと、平成三年度において五〇%の大学で実施していたものが、八年度には六一%というふうに随分ふえてきておりまして、こういう公募制というのは今後さらに進んでいくだろうと思っております。

文部省といたしまして、こういう努力に對しまして、学術情報センターにいろいろな努力をまゝとめて研究者公募情報提供事業という格好でやっております。今後、さらに各大学が教員の採用においてさまざまな工夫をしてほしいと思っております。私がおりました理化学研究所では、主任研究員はすべて公募制にして現在やっております。

○山下栄一君 今おっしゃった公募の事業、これはもう本当に思い切り拡大する、すべての高等教育機関がそこへ参加しているというふうな形にする方向が正しいのではないかと思っております。

ティーチングアシスタントの制度ですが、これは平成四年から実験的に始まって、七年度から本格的になりました。三十六億のお金が今ここに。大学院生が教育補助業務を行うということでございます。これは先ほどの採用のあり方も含めて、大学院の方が大学の先生になっていくわけだから、こういう教育補助業務にトレーニング的な役割として国がお金を出してやってあげるティーチングアシスタント制度というのは私は非常にいい制度だと思ふんですけれども、何でこれは国立大学でしかやらないのか。

大学院生が教育的な力を身につけたり、また、その世代も大学生と近いわけですから、非常にこれは望ましい制度だと思ふんですけれども、これが何か大学の先生の下請、下請と言ふと怒られるかも知れぬけれども、授業まで任せきりになってしまつて、自分は別の仕事があるからやつていくてくれというふうな、そんな人は少ないかも知れぬけれども、そんなこともあるというふう聞いております。

大学の教育機能はますます拡大せいかぬの

に、本業の方々がそれをこういうアシスタントに任せつ放しになってしまつと、これは本末転倒になつてしまつてしまうと思ふんです。私は、少なくともこの制度は非常に前向きにとらえなさいかぬとは思ひますけれども、国立大学だけじゃなくて公立、私立、とにかくすべての大学院生、後期博士課程の方が多い、修士課程も入っているようだけれども、これは拡大せいかぬと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(佐々木正峰君) ティーチングアシスタントにつきましては、優秀な大学院生が実験、実習あるいは演習等の教育補助業務を行うことにより、学部教育におけるきめ細かい指導が可能となるものでございまして、国公私立大学においてその活用が図られていくところでございまして。国立大学につきましては、平成八年度で申しますと九十三大学、公立大学については十八大学、私立大学については百六十九大学でティーチングアシスタントが使われているところでございます。

この制度の実施に当たりましては、御指摘にもございましたように、事前にその業務に関する適切なオリエンテーションを実施すると、担当教員による継続的、適切な指導、助言であるとか、それからティーチングアシスタントに従事する者から意見をうまく聞き取る仕組みや、教育効果を高める工夫などが必要でございまして。そういったことを踏まえつつ、制度の趣旨が生かされてその活用が図られるよう、引き続き拡充を図つてまいりたいと思ひます。

○山下栄一君 私が聞いたのは、国費が投入されるのは国立大学だけなんです。制度があるのは知つていふんです。公立、私立も国立大学と僕は同じでいいと思ふんです。そちらの方にも適用せなさいかぬというふうな思ふんです。何で国立大学だけに税金を投入しているのかというところを言つていふわけですか。もう時間がなくなつてしまつから、簡潔にお願いします。

○政府委員(佐々木正峰君) 設置者経費負担主義

という原則もございまして。したがしまして、国公私立大学それぞれの設置者において当該経費が充てられることを期待するものでございまして。

○山下栄一君 だから、その大学院生の研究の、科研費の問題とかそんなもの、全部大学院生なんだから、これは国立大学に限るべきじゃないと思ふんです。大臣、どうですか。

○国務大臣(有馬朗人君) 予算の許される限りそういうことは考えた方がいいと思ひますけれども、やはりどういふふうな国費を使つていくかというときのいろいろな条件がございまして、今後ともさらに検討したいと思ひます。

○山下栄一君 あと二つ聞きたいことがありますので、簡潔にお願いします。

一つは、労働省がやっている教育訓練給付制度というものがあつた。これは、能力開発のためには労働大臣指定の講座で資格を取るためにかかるお金を支援しているわけだけれども、この労働大臣が指定する二百八十教育施設、四千講座というところがあるけれども、それは非常に限られたところがある教育訓練機関として指定されているという認識なんです。

僕は、文部省の所管する高等教育機関全般に、特定の専門学校とか専修学校だけじゃなくて、別に大学でも短大でも構わないという形に広げるといふことを労働省と話し合つていただいて、指定する教育訓練機関というのをもっと高等教育全般に広げて考えたらどうかということをお願いしたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(有馬朗人君) 文部省といたしましては、大学への社会人の受け入れを拡大するため、社会人特別選抜制度の導入とか科目等履修制度の活用、夜間大学院の設置などの措置を講じているところでございまして。

特に、雇用問題が緊急の課題となつていふ今日、社会人受講生の負担軽減の観点から教育訓練給付金の対象機関に大学院等を含めるといふことは、社会人教育推進の観点から先生の御指摘のとおり大変重要な大きな意義を有していると考えて

おります。現在、労働省と協議をしておりますのでございまして。

○山下栄一君 これはもう当然のことだと思ひます。大臣のお考えを実現させていただきたいと思ひます。

最後に、奨学金の話でございましてけれども、経済的条件に左右されることなく学問ができるようにという先ほど大臣のお話でございました。

ことしから大学、短大の奨学金対象者が大幅に、特に有利子奨学金の方は抜本的に拡充されると、もちろん党の主張もございましてそうなるというわけではございますが、希望される大半の方は支給対象になるというふうな考えられたけれども、現実には希望者が物すごく多かった。二十五万人を予定したけれども、もっと多いのではないかと

いうようなことを聞いておりまして、問い合わせが殺到しておるわけでございまして。これは物すごく反響がございまして、今、特にこんな不景気で、ですから、この奨学金が基本的なものであることは大変ありがたい。

適格者にもかかわらず、今まで、いろんな成績条件とか経済的条件をクリアしていても、もらつていない人が七割とかいふような現実があつた。今回は大体希望者が当たるということになつたにもかかわらず、これはちょっと希望者の読みが甘かつたのか、こういうふうになるよということではないかと、こういうふうな読みが外れた面も私はあるのではないかと思ふんです。

景気の低迷が続く中、この奨学金の問題というのは非常に重要な問題であると思ふんですけれども、これは多分希望者はオーバーすると思ひます。春と秋と二回募集の時期があるそうだけれども、今回外れた人は、無利子で落ちる人も回つてくるわけでございまして、秋はもっとも希望者があふれるというふうな思ひます。

今、希望者割当てで分、各大学割当てで分のオーバーしてるところを前倒しで枠を広げる話も出ておりますけれども、前倒しすればするほど秋の分が不足してくるというふうなことも含めま

して、これは予算措置を伴うものですけれども、対応を何とか考えていただきたというふうにして、四年間の教育を学生に保障する、ぜひこのことを実現していただきたと思います。いかがでしょうか。

○委員長(南野知恵子君) 質問を簡潔にお願いします。もう時間が来ております。

○山下栄一君 済みません。その御答弁をお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(有馬朗人君) 平成十一年度の予算におきましては極めて大幅に拡充いたしました。全体的にいたしました。特に有利子奨学金については大幅に拡充させていただいた次第であります。

現在、各大学等において学生からの申し込みを集計しつつあるところであります。その報告をそのうち受けたいと思っております。現在、一生懸命集めておりますので、情報がそのうちに入ってくると思ひます。現状がどうなっているかというところがわかると思ひます。

今後、全体の応募者数や貸与月額の選択の状況等を踏まえて、学生の希望にこたえられるよう努力をさせていただきたいと思っております。

○山下栄一君 ありがとうございます。

○林紀子君 日本共産党の林紀子でございます。私は、まず三年卒業制についてお聞きしたいと思ひますが、その前に就職協定についてお聞きしたいと思ひます。

就職協定が廃止されて以来、学生たちはなるべく三年間で単位を取って、四年になりましたら就職活動をする。そのために実質的にはもう三年の後半から就職活動に走り出して、授業やゼミに大変支障が出ています。四年になっても卒業や卒業研究ができない。つまり、実質的には現在大学は三年という状況になっているんじゃないかと思ひます。これは大学教育にとって大変な事態だと思ひます。私は、三年卒業制を導入する前に文部省は大学教育のこうした現状に手だてをとらなければいけないのではないかと思ひます。

日経連主導で就職協定が廃止されましたが、この事態を変えるために、政府主導で就職協定を復活させて大学四年間の教育を学生に保障する、ぜひこのことを実現していただきたと思います。いかがでしょうか。

○国務大臣(有馬朗人君) 新規卒卒の人々の就職・採用につきましては、今お話がありましたように従来から大学側と企業側の連絡協議が行われております。平成九年度までは就職協定というのがありまして、私が国立大学協会の会長をしていましたけれども、当時は残してしまいました。

しかしながら、平成九年度からはそれまでの就職協定にかわって、大学側で就職についての申し合わせを、企業側で採用・選考に関する倫理憲章を作成して、双方がそれぞれ尊重していくという方法がとられていくところでございます。

この就職協定が廃止されました影響につきましては、採用情報の公平公正な公開や通年採用の拡大が進み、学生の就職機会が拡大したことが指摘される一方、就職・採用活動が早期化し、先生御指摘のように、学生が最終学年の当初から授業に出席しないために大学教育に大きな影響が生じているという指摘が行われております。

私といたしましては、この点を大変心配いたしまして、機会あるごとに経済関係団体に対して採用活動の早期化の自願をお願いしているところでございます。今後とも、学生の就職・採用活動が過度に早期化することなく秩序ある形で進むように求めてまいりたいと思っております。

文部省といたしましては、大学側と企業側との協議の結果を尊重しつつ、双方の良識と努力によつて就職協定が果たしてきた役割が実質的に確保されまして、学生の就職・採用活動が円滑に行われるよう引き続き努力をしてまいりたいと思っております。

○林紀子君 通年採用というようになこともおっしゃいましたけれども、大学の四年生にはこれは何のメリットもないんじゃないかと思ひます。

す。企業に幾らお願いしても、それから倫理憲章というものを決めても、今、大臣もおっしゃったように、今の大学の事情というのは三年制だということになってしまっているんじゃないかと思ひます。

私は、この三月に本委員会で国立学校設置法の一部改正案の審議をしましたときに、大臣が同僚委員に対してお答えになったその答弁というのは、ああ、そうだなと思つて伺ったわけです。

しかしそのときに大臣は、医療技術短期大学部が三年制から四年制になるというそのメリットはどこのかという質問に対して、一年延びるといふことは大学にとってすばらしいことなのです、単に技術を覚えるだけではなく、人間教育ということ

が極めて重要だと思つている、幅広く教養と豊かな人間性の涵養に努めていかなければなりません。現在でも十分努めているとは思ひますけれども、なお時間数がかなり短いという限界があったんだというふうにお答えになつていらしたわけですね。三年と四年は全然違うんだということで、私も確かにそうだなというふうに向つたわけです。

これは、医療技術系の学生だけではなく、学生全体にとつて幅広い教養と人間性の涵養というのは本当に不可欠だというふうに向つたわけです。今、大臣も努力するというふうにはおっしゃっておりますけれども、やはり歯どめがないとだめだというふうに向つたわけです。就職協定というものが本当に歯どめになり得るかどうかがいふことはあるわけですが、今のこの申し合わせとか倫理憲章などというものは歯どめがあつたわけですから、まず、この就職協定をもう一度復活する、そのことをぜひお考えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(有馬朗人君) これは、国公私立全体を通じて大学と企業、マスコミも含めて企業との間の関係でございます。

もちろん私は、四年間なら四年間の授業をしつかりやってほしい、教育をやつてほしい、三年で卒業することができるといふのはまた特殊な例であります。

ありますが、一般論といたしましては十分四年間を有効に使つてほしいと思ひます。したがって、四年の授業が完全に成り立つよう努力をさせていただきたと思ひます。しかし、就職協定というふうなものを国が決めるということに関しては、私は余り賛成ではない。

なぜかという、国公私立全部の大学と企業との関係でございますので、やはりそこで良識のある検討を行つて、良識のある考え方を確立してほしいと思ひます。

○林紀子君 大臣が国立大学協会にいらしたときには就職協定をやめるのはだめだとおっしゃったということは、やっぱりそれが歯どめになるとお考えになつていたんじゃないかというふうに向つたわけですので、企業側の立場に立つんじゃないかと、国は、文部省は、本当に学生のために、大学教育のためにという立場に立つていただきたというのをお願いしておきたいと思ひます。

三年卒業制について次にお聞きしたいわけですが、前回の参考人質疑でも、複数の参考人が三年卒業制度の導入に危惧を表明されておりました。これは、ごくまれな例として三年制を導入するということにつきましてはお伺ひしておりますけれども、しかし、これが一度導入されてしまいますと、三年生で卒業できるんだということをうたい文句にした大学がはびこっていくのではないかと、こういうことにつきまして私もやはり危惧を持たざるを得ないわけです。

文部省は省令で、厳格な成績評価、それから履修科目登録単位数の上限制を導入する、こういうふうに進んでこの委員会でも御答弁をなさつていまして、今までも、実施してみても、この大学でこういう単位の取り方をしたら三年で卒業できるんだという評判がひとり歩きしていつてしまふと、結局は三年コースというのが常態化していつてしまふのではないかと。

どのような歯どめをかけるのかというのが今までの文部省の説明でははっきりしないわけですが、これも、これを具体的に説明してほしいと思ひます。

す。

○政府委員(佐々木正峰君) 御指摘いただきましたように、文部省令において、国公私立大学を通ずる基準をいたしまして、大学については、責任ある授業運営を前提とした厳格な成績評価を行うこと、履修科目登録単位数の上限制を導入していること、学生については、卒業に必要な単位数を取得し、かつ成績が優秀であると大学が認めたこと、本人が卒業を希望することなどを定めることといたしております。これによりまして、厳格な成績評価を行った上で、各学期または学年ごとに設定した履修科目登録の上限単位数を優秀な成績で修得した者について、その学期または学年に上限を超えた履修登録をしていくことが可能となるわけでございます。

これを通して安易に適用されることのないようにしていかねばならないと考えておるわけでございますが、同時に、この早期卒業の措置につきましては、学生に対して適切な学習指導や学習相談等を行うなど十分な教育的配慮も必要でございます。そのような措置というのを大学としてどのように講じていくかということについて、すなわち各大学がこの措置をとる場合の具体的な運用基準や実際の運用状況については大学として広く社会に公表していくことが必要でございます。それを通して社会の評価というものがそれぞれの大学に加えられるわけでございます。

そういう社会的な批判、判断、それらもあわせてこの制度が適切に運用されるよう、文部省としても各種会議なども通じて努力してまいりたいと考えているところでございます。

○林紀子君 今いろいろお話がありまして、最終的には社会的な評価ということなんだと、そういう話があるわけです。事前にもいろいろお話を聞かせていただいたんですけれども、最初から三年コースをつくるというのはだめだということふうにおっしゃっているし、そういうことを目玉にして宣伝するのはだめだということもあるというお話も聞いているわけですが、先ほども申しましたけ

れども、いざ動き出してしまおうと事実上三年コースというのができてしまふんじゃないかという危惧はどうしてもぬぐえないんです。

参考人からもいろいろお話を伺った中で、十八歳人口というのはこれから減少していく、大学間でますます競争が激しくなっていくんだという話もあったわけですね。それではその競争に打ちか一つ一つの手段として、こでこういう科目をとっていったら三年コースというのでできるんだよというふうなことを目玉にして受験生を集めていく、そういう手段にも使われてしまふんじゃないかという心配が本当にあるわけです。そういうことになりまして、大学審答申が言っている課題探求能力、本当にこれは必要なことだと思ふわけですが、これも、こういうものを育てるところか、相反する事態になってしまふというふうにも思ふわけです。

これだけ大学人が、歯どめがあるんだ、それから最終的には社会的な評価なんだというふうにおっしゃっているけれども、危惧を表明しているわけですから、省令案も示して、そして実施するときに慎重に各方面の意見を聞くべきだというふうにも思ふますが、いかがでしょうか。

○政府委員(佐々木正峰君) 文部省令案につきましては、具体的にどのようなことを規定するかにつきましては、論議の趣旨も十分踏まえまして技術的な検討を加えてまいりたいと考えておるところでございますが、ただ、今後各大学に求められることは、多様な学生が入学することを踏まえ、その学生に高い付加価値をつけて卒業させることでございます。

大学としてそれぞれの教育機能を高めつつ、学生が求めるさまざまな課題に直面したときに、その問題をさまざまな試行を通じて解決していく能力をつけていくことが大学としての存在を確かならしめていくものでございます。そういうことであつて初めて大学は社会的責任を果たし得るわけでございます。そういうことを踏まえて、各大学において適切な対応がなされるというふう

に、部省としては考えているところでございます。

○林紀子君 多様化というふうにおっしゃられると、ですから逆に、やはり三年制でもいいんだよというところも生まれてしまふのではないかと、いう心配もできるわけですが、そういう意味では、この課題探求能力というところを本当に実現していけるような立場に立つて、ぜひ慎重な対応をお願いしたいと思ふます。

次に、私は、本法案について文部省が行いました各大学への説明ということについてお聞きしたいと思ふます。

文部省は、本法案を提出した直後の三月十九日に、全国の国立大学事務局長ら関係者に対して、この法案の趣旨を佐々木局長が御出席なさつて説明したと思ふますけれども、そこで配付した資料というのを私も見せていただきました。

これを見ますと、例えば評議会権限については、部局の代表者により大学全体の重要事項を審議するという基本は変えておらず、評議会の権限を制約するということには当たらないというふうなメモにして書いていらつしやいます。それから、教授会権限についても、学部教授会の権限が存在したとする場合においても、教授会の権限を制約するようなものではないというふうな書かれておりまして、佐々木局長から御説明があつたということですから、これは間違いありません。

○政府委員(佐々木正峰君) 今おっしゃられたものは、文部省の資料として配付したものではありません。うかつというふうにお聞きわけでございますが、今回、評議会につきましては、暫定省令で書かれていた事項を法律において明確に規定するとともに、教授会につきましても、学校教育法五十九条の規定というものの趣旨を明確にするという趣旨のことを説明いたしました記憶がございます。

○林紀子君 そこで大臣にお聞きしたいんですけれども、今、各大学は評議会、教授会内規というのをそれぞれ持っていると思うわけです。今の説明からいたしますと、各大学が定めている評議

会、教授会の内規、これについては権限を制約するものではないというのですから、法改正されましても、これは変わらない、大学の判断に任せられる、こういうふうな理解していいと思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(佐々木正峰君) 今回の改正案では、大学の教育研究に関する自主性を尊重しつつ、大学としての合理的で責任ある意思決定を可能とする体制をつくるという観点に立つて、評議会や学部教授会等の機関が本来果たすべき役割、すなわち評議会、教授会については、学長や学部長との関係において審議機関であることを法律上明確にいたしましたわけでございます。

したがって、評議会、教授会は、大学、学部の意思形成において重要な役割を果たす機関ではございますが、大学における意思決定機関とすることは今回の改正法の規定に抵触するものでござい。したがって、いままで、そのような学内規則は適切ではなく、仮にそのような趣旨の学内規則が存在する場合には改正の必要があるというふうな考へておるところでございます。

○林紀子君 私も今ここに幾つかの大学の内規を持っていますけれども、それには、評議会は全学的事項に関する最高意思決定機関、教授会は学部の最高意思決定機関というふうな書かれておりまして、ある大学では、次の各号に掲げる事項は評議会の審議、決定を経なければならないというところで、学則その他重要な規定の制定、改廃に関する事項、予算に関する事項等々、また、内規の制定及び改廃に関する事項とか教官の研究に関する事項など十一項目にわたつて教授会の審議、決定を経なければならない、こういうふうな規定で書いてある学部もあるわけです。

そうしますと、今の局長のお答えでは、こういう規定というのは変えなければいけない、こういうことになるわけですか。

○政府委員(佐々木正峰君) 評議会、教授会の性格、すなわち最高意思決定機関ではなく審議機関であるということ、また評議会、教授会の審議事

項については法律に具体の規定があるわけでございます。

したがって、法令の規定に照らして、それに抵触する内規につきましては改正の必要があると考えているところでございまして、文部省といましては、各大学において法改正の趣旨に即した適切な対応を求めまいと考えております。

○林紀子君 大学の事務局長さんを集めて佐々木局長が御説明をなさった、評議会の権限を制約するものではない、教授会の権限を制約するものではない、そういう大学側に対する説明と今お答えになったことというのは矛盾するんじゃないんですか。おかしいじゃないですか。こういう内規をどうするかというのは大学側に任せるべきじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(佐々木正峰君) 例えは教授会で申しますと、学部教授会の本来の役割ということは今回法律上明確にしたわけでございまして、その明確化した法律の趣旨に沿った適切な対応が各大学においてなされるべきである、その意味で、法の規定に抵触するものについては所要の改正が必要になると考えているところでございます。

○林紀子君 私、前回質疑をいたしましたときに、現状ではまさに評議会、教授会というのは意思決定機関にほかならないということを現状を出して申し上げました。そして、大臣、局長からもある答弁をいただきましたけれども、特に大臣の御答弁というのは聞けば聞くほど、評議会、教授会が意思決定機関で、その決定を受けて学長が執行する、責任をとる、そういう実情だということが明らかになったと思うわけです。評議会、教授会が審議機関というこの文部省の現状認識というのは全く事実を無視したものだと思ふに思つたわけです。そしてさらに今、こういう内規まで変えろということ、まさに文部省が大学に対して口出しをする、大学自治への重大な介入じゃないかと思ふに思ふわけです。

大学関係者への先ほど申しましたメモ、法案説

明資料では、この法律案においては制度の基本的な枠組みを決めたものであり、その枠組みの中で大学全体のもの、学部固有のものを区別して大学運営の効率化を図るものであるため、これが大学運営の画一化を招くものとは考えていないというふうな局長みずからの言葉でお話しなさっているわけですが、内規まで変えさせるといふのは、議事手続まで規定するというのは、まさに画一化以外の何物でもないと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(佐々木正峰君) 私が会議で教授会について申し上げたことは、大学の自主性というものを尊重するという観点に立つて教授会が本来の役割を離れ肥大化しているという状況というものを踏まえ、教授会の運営が適正化されることを期待し、学部教授会の本来の役割を法律上明確にするという趣旨を述べたわけでございまして、そういった点を踏まえつつ、大学運営については、評議会を法律で明定し、評議会と教授会との関係の整理を図ったわけでございまして、そういったことを通して大学運営の基本的な枠組みとしての確立し、大学が一つの組織体としての社会的責任を十分に果たし得るような組織運営体制というものを整えることを企図しておるわけでござい

ます。それぞれの大学においては、このような意思決定システムというものが整うことを通して大学の自律性が高まるというふうには考えておるわけでございまして。各大学においては、このような基本的枠組みのもとで、例えば新たな学問分野や学際領域への対応ということも積極的に進むわけにございまして、あるいは学外との連携協力などについてもより適切な対応が可能になると考えるわけでございまして。そういう取り組みは、それぞれの大学が置かれた社会的条件等を見ながら自主的に決めていくべき事柄でございまして、

したがって、基本的な組織運営のシステムを整えたからといって、具体に行われる大学運営が画一化するというようなことは決してないと思ひます。

えているところでございます。

○林紀子君 最後に、今あるお答え聞きましたけれども、やはりこの法案というのは大学自治への侵害であるというところを思わざるを得ませんので、そのことを厳しく指摘しまして、質問を終わります。

○日下部補代子君 まず最初に、運営諮問会議について伺いたいと思います。

運営諮問会議は学長に対して助言、勧告を行うことになっておりますが、助言、勧告の対象を学長とした理由は何なのか。そしてまたそれは、大学の主体性はその場合確保されるのか。確認質問でございまして。大臣、いかがでござい

ますか。

○政府委員(佐々木正峰君) 運営諮問会議は大学の運営に関する重要事項について広く社会から意見を聞くための機関でございまして。したがって、その助言、勧告については、学長が大学運営の最終的な意思決定及び執行の責任者であることから、学長に対してなされることとしたものでございまして。また、運営諮問会議の審議や助言、勧告を踏まえ大学としてどのように対応するかにつきましては、各大学の自主的、主体的な判断にゆだねられておるところでございまして、個々の大学の教育研究の主体性を侵害するというようなことはないと考えております。

○日下部補代子君 次に、第三者評価制度について伺いたいと思います。

昨年九月の本委員会で私はこの件に関して質問を申し上げましたが、今回の大学審議会の答申にも盛り込まれております。第三者評価というのは、普通考えられるのは三つぐらいあるかというふうに思ひます。

例えば、実質的な資格を問う基準評価、これは一般的にアカレディテーションというふうに言われているものでございまして。それから次に、教育研究の内容を評価するエバリユエーションと言われるもの、また三番目には、評価項目についての順位づけ、いわゆるランキングと言われている

もの、一般的にはこういう評価の基準というものがございまして。

例えば、イギリスでは各科目に専門委員会というものを設けまして、教育面で四段階、研究面では七段階に分けた評価をしております。そういうシステムを持っておりまして。そして、それが予算配分にもかかわってくるわけでございまして、今回文部省としてお考えになっていらっしゃるような内容を考えていらっしゃるのでしょうか。今検討されているということでございますが、まず、検討状況について伺いたいと思います。

○政府委員(佐々木正峰君) 第三者評価機関の検討状況でございますが、平成十一年度予算において創設準備を行うこととされております。したがって、現在、その評価内容、方法をどうするか、実施体制、機関の組織体制をどのようにするか等について調査、準備を行っている段階でございまして、大学関係者等にお集まりいただいた議論を進めている状況でございまして。

○国務大臣(有馬朗人君) 日本の大学の教育研究の質の向上を図るためには、やはり私は自己点検というものの、自己評価というものの充実を図らなさいいけないと思っております。第三者評価の導入ということは、私もかねがね主張している人間でございまして、やはり第三者評価を導入して公平公正に、大学の教育研究の内容、方法の改善につながる多面的な評価システムを確立することが必要であると思っております。

例えば、先ほど先生御指摘のアカレディテーションという、教育研究環境がどうかという、こういうことに関してもびしりと評価をし、劣悪であればそれに対してすぐに対処するということを忠告していただくことが必要であると思っております。それからまた、エバリユエーションとおっしゃっていただきましたけれども、研究教育の質と

こういふふうな観点から、昨年十月の大学審議会答申でも提言されておりますように、第三者評価機関を設置し、教育活動、研究活動など大学の行う諸活動について多面的な評価を行い、評価結果を各大学にフィードバックして各大学の教育研究活動の改善に役立てていくことが必要であるというふうに考えております。

特に国立大学は何といつても大きな公費で運営される国の機関でございましてので、社会的責任を果たしていくことが求められております。そう
いうことから、評価の主たる対象は国立大学とし、国公私立のうちで国立は評価の主な対象になります。公立、私立大学につきましては、設置者である地方公共団体や学校法人の希望により評価の対象とすることが適当であるかと考えております。

国立大学の予算配分に際しましては、先生、ランキングというふうなことで順番をイギリスなどはつけている、そしてそこでは予算配分にまで影響しているというふうな御指摘がございましたけれども、国立大学の予算配分に際しましては、大学審議会答申において、「第三者機関による評価が参考資料の一部として活用されることが考えられる」としているところでございます。各大学の「これ」としては、基礎的な経費の充実にともなひ、教育研究上のすぐれた取り組みや教育研究活動の水準向上の努力を正當に評価し、きめ細やかな評価情報に基づいて、より客観的で透明な方法として、適切かつ効果的な資源配分を行う必要があると考へております。

こういふうなことを考えまして、文部省といったにしても、第三者評価機関の創立に向けて調査、準備を進めてまいりたいと考えております。

○目下部擅代子君 いつごろまでに具体的な姿があらわれてまいりますか。

○日下部種代子君 それまでには何らかの形で途中経過を私たちが知ることはできませんか。

○政府委員(佐々木正峰君) できるだけそのように努めたいと考えております。

○目下部補代子君 その次に質問をさせていただきたい問題は、大学の国際化ということでございます。

日本の大学教育改革におきまして、国際化ということとは非常に重要な課題であろうというふうに思います。また、大学審議会の答申にもそのようなことが触れられておりました。

ところで、まず最初に大臣にお聞きしたいのでございますが、私たはいわゆる大学の国際化という言葉を普通使っておりますけれども、大臣は大学の国際化というのはどういうことなのだと思いますか。

うふうにお考えになっていらつしやいますでし
うふうにお考えになつていらつしやいますでし
うか。また、その指標というものはどういうとこ
ろに考えられるというふうにお考えでしょうか。
英語で言つてしましますと、グローバルイゼー

国では使っていない。ですから、国際化の言葉は

何かという限定をいたしますとかなりそれだけでも一時間以上かかってしまうかも知りませんので、いわゆる日本で使っている大学の国際化ということでお話をいただければと存じます。

○国務大臣(有馬朗人君) 国際化という意味がどういうことか、英語で言ったらどうかというお考えをお聞きしましたけれども、日本で普通に言っている国際化という点からお答え申し上げます。

私は率直に言つて、随分日本の大学は国際化したと思つております。キャンパスのどこに行つても留学生が相当いるようになった。このことは一つの国際化の具体的な例であります。今から二十年前ぐらゐには考えられなかつたくらい留学生

その際に重要なことは、それでは国際的に通用する教育研究システムが確立されているかということですが、まだまだ残念ながら十分ではない。そしてまた、国際的に活躍できる人材を育

成し、国際的水準で評価されるすぐれた研究成果をつくり、それを発信していく、こういう点で今後さらにまた日本の大学は努力しなきゃならぬと思っています。

しかし、大学の名譽のために申し上げておきますが、今や幾つかの大学は、MITやハーバードのような一流の大学、オックスフォード、ケンブリッジより論文数ではむしろ上です。こういう点

そういう点で国際的にかなりよくなってきた。

しかし、例えば外国人留学生を受け入れる際に、
 どういう条件を満たしているかというふうな点で、
 まだまだ弱いところがあると思います。もともと外
 国人留学生が喜んで来るように魅力のある大学を

人材養成面での国際貢献ということ、外国人留学生、外国人研究生の面で大いに努力していかなければならないと思っています。これが一つの国

それからまた、随分海外の研究者が日本の大学に来るようになりました。これは驚くべく多くなつてまいりました。そういう面で、教員・研究

者交流や海外との共同研究など教育研究面でより積極的に国際交流をしていかなければならないと思っております。

をして 本堂の意味で国際的に魅力のある大学をつくっていくことを私は望んでいる次第でございます。

○日下部補代子君 今、大臣は国際化したとおつ

その指標と思われるものの一つとして留学生のことを今お触れになりましたので、その件についてまずお伺いしたいと思うんですが、例えばアメリカの大学で学ぶ日本人の留学生、アメリカだけ

五、六千人でございましょうか。ところが一方、日本で高等教育を受けているアメリカ人は大体二千人程度なんです。これは大変な違いでござい
ます。

文部省は留學生十万人計画というのを立てていらつしやいましたけれども、これは残念ながらなかなか進捗状況はよくないのでございますが、この伸び悩みというのとはどのようなところに原因があるとお考えですか。

○政府委員(工藤智規君) 昭和五十八年に留學生十万人受け入れ計画を標榜して以来、おかげさまで着々と留學生の数がふえまして、平成五年には五万人を突破して右肩上がりでふえてきたのでございます。ただ、残念なことに、平成八年、九年

その原因をいろいろ考えてみますと、専門家の方々にも分析していただいたのですが、まず、もう御承知のように、近年のアジア諸国の経済不況、日本においてもなる留学生の九割ぐらいがアジアに減少を初めて見ました。

それから二番目には、宿舍を初めとする日本での生活コストがなかなか高く大変であるということでございますとか、さらに申し上げますと、

が整備されるようになってまいりましたので、留学するよりは国内の進学が多くなったという事情もあるやに伺つてございます。

ら、かつ近隣諸国を含めて外国の人材育成に貢献するというのは大きな役割でございます。私どもは、学識経験者から成ります懇談会でこれからの

留学生政策を御検討いただいて、先般御報告いただいたのでございますが、その御指摘では、十万人というのはなかなかちよつと道が遠い部分がございますけれども、その量的な目標は維持しながらも、単に量だけを追いかけて留学生を粗末にするのではなくて、せつかくおいでになった留学生の方々が気持ちよくお帰りになるような、そういう一人一人を大切にするような質的な充実での留学生政策を進めていこうではないかという御提言でございます。

その質的な充実のためには、今し方大臣からも御答弁申し上げましたように、一つには、世界じゅうでいいますとアメリカが圧倒的に留学生を引きつけているわけでございます。それは何かといひますと、教育研究の水準、環境等で外国の方々を引きつける要素があるわけでございます。日本としましては、留学においでになるような入国の手続あるいは宿舎事情等々の問題も引き続き改善しなきゃいけない要素がございますけれども、日本の大学が外国の方々からも、留学生のみならず研究者の方々からもいわば魅力を感じていただけるようなレベルアップ等、教育研究環境の整備が必要であろうと認識しているわけでございます。

ちなみに、留学生関係につきましては十一年度予算で、総理のサポートもございまして、他の事項に比べましてかなり大きな拡充をしながら充実姿勢を見せているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○日下部補代子君 今、いわゆる十万人計画というように到達年次がございました。それまでに十万人になる可能性はちよつと今のところ希望がないのでしょうか。

○政府委員(工藤智規君) 昭和五十八年に十万人計画を標榜しましたときは、目標年次ははっきり明示しているわけではございませんが、二十世紀の初頭には十万人を目指そうじゃないかということとございまして、間もなく二十一世紀を迎えようとしている中で、今五万人台でございまして

で現実的にはちよつと難しいかなと思いますけれども、引き続き努力してまいりたいと思っております。

○日下部補代子君 事実、二十一世紀が目の前にあつて、そして、その十万人の半分というのは、これはかなり厳しい数字だろうというふうには私は思います。

ですから、量的拡大よりは質的にというふうにおっしゃいましたが、方向転換をなさったわけでございますね。もちろん質的にというのは当たり前の話であります。その質的な方でございまして、今のお言葉の、魅力ある、引きつけるという、どういうところで一体外国人の留学生が魅力ある日本の大学と思うのかということにはいろいろと条件があるのかというふうに思います。住宅問題も先ほどおっしゃいましたし、また奨学金の問題もありましよう。言葉の問題もありましよう。それからまた、カリキュラムの問題、教育方法、そういった問題もあると思ひます。

また、先ほど大臣もおっしゃいましたが、国際的に通用するかどうかということもこれは非常に大きいんです。その中の一つに、学位とか単位のそういった価値の等価性といひましようか、あるいはまた互換性、そのことが保障されるということとはやっぱり非常に重要なことだろうというふうには思います。

そういった具体的な例をいたしまして、日本の大学は特に人文、社会関係ですと博士号が非常に少ないというふうになつておられますけれども、これは今後どのような対応を考えていらつしやるのでしょうか。

○政府委員(佐々木正隆君) 人文・社会系の分野における学位の授与でございまして、近年徐々に改善されつつあるとはいへ、御指摘のように依然低調なものがございまして、

これにつきましては、基本的には大学関係者の意識改革が必要でございまして、文部省といたしまして、例えば新たに大学院を設置するに際して、学位授与について強く指導することも

いたしておりますが、一般的に学位授与の円滑化に向けて教育指導体制のあり方の改善を要請しているところでございます。大学によつては、博士課程における論文執筆のプロセスを明確にして学生に示すこと、あるいは論文申請体制を改善すること等の取り組みをしているところもございまして、これにより、授与状況の改善が見られる例もございまして、引き続き文部省としてもそれぞれ大学の努力を促してまいりたいと考えております。

○日下部補代子君 他国とのくらの違いが、あります。これはたしか数値があると思ひますが、それは通告してありませんでしたけれども。

○政府委員(佐々木正隆君) 例えば東京大学の人文社会科学系研究科の学位授与状況で申しますと、平成元年度が二人でございまして、それから、二、三年度がゼロでございまして、それが八年度、九年度には三十人となつてございまして、

○日下部補代子君 国際比較は、

○政府委員(佐々木正隆君) 平成七年度で申しますと、日本は……

○日下部補代子君 それでは結構です。少ないということだけはお認めの上でのお答えですね。わかりました。

国際比較をいたしますと、数値で出していたいたくのが一番よかったのかもわかりませんが、少ないことが当たり前だと私は思つておりましたけれども、やっぱり皆様に数値をお示しするのがより賢明であつたというふうな、今御質問しながら突然反省いたしましたので、そういうふうに関心しました。

それでは、時間がございせんから次の質問にいたします。

国際化のもう一つの重要な課題というのは、留学生と同時に外国人教員の任用でございまして、日本におきましては、外国人教員と呼ばれている人々と、それから外国人教師と呼ばれている人々というふうに分かれておられるというのまたこれは不思議なんですけれども、いわゆる外国人教員、

これは外国人教員任用特別措置法に基づくもので、これは一九八二年からでございます。その方々は教授とか助教授、講師になれる道がそのときから開かれたというわけです。国立大学で今そういう方々が六百六十二人いらつしやいます。平成元年の百二十名ということから比べますと、たしか大臣がおっしゃいましたように、非常にいいましようか、六倍近くふえているということでは確かでございます。

しかしながら、国立大学の日本人の教官も入れて全教官を含めると一%弱でしかないわけです。だから、これを多いと思ふのか、あるいは多いかと思ふのか、それは認識の問題だと思ひますけれども、やはり私はこれは少ないというふうに思ひます。他の先進国の大学と比べると非常に少ないというふうに思ひます。

今回の法改正によりまして女性の教員がふえる可能性があると云ふようなお言葉がございまして、外国人のいわゆる教員の方もふえるということとが約束されるものでございまいしょうか。今回の法改正に基づいてということとございまして、

○国務大臣(有馬朗人君) 今回の法改正で一番重要なことの一つであります、教授会に参ります際に、学部長が大学の教員人事に関する方針を述べることでございまいしょう。このことは極めて重要だと思つております。

各大学が定める教員人事の方針において、例えば他大学の卒業生をもつと多く採れとか、女性の教員をもつと多く採れとか、社会人教員の採用を促進せよ、あるいは教育能力を重視せよ、そしてその中で外国人教員の採用を促進せよ、こういうふうなことに於いて大学の方針を学部長から教授会に伝える、そこで教授会として判断をして、そういう目的にふさわしい人材を選んでいくことができるようになるということが私は大変期待をしているところであります。

もちろん、大学における教育上大切な人事でございまして、教員人事ということは各大学がそれぞれの責任に基づいて適任者を選考するように

努めるべきでございますが、昔から外国教員の積極的な採用が重要であることは指摘されておりますので、各大学においてより積極的な対応を期待いたしております。

○日下部補佐子君 時間がなくなつてしまつたので、これはもうお答えなしでも結構だと思います。

今、大臣がおっしゃっていただきましたけれども、現実には国立大学のいわゆる外国人教員といひましてもほとんど八割近くが任期つきでいらつしやいます。そして九七年に、日本の大学の教員全体、日本人の方たちでございますが、大学教員の任期制が法制化されましたけれども、この大学教員任期制と外国人教員の任期制とは別枠になつております。それからまた、教授会で議決権を持つ教員、これは教員の場合には議決権はあると思ひます、教授会に出られるわけですから。しかしながら外国人教師の場合、これは単にオブザーバーでございます。それからまた、管理職への登用というのは全く日本では考えられておりません。こういうことは非常に国際的には通用しないことでもあります。

これからの日本が国際的に活躍をしていく、そしてまた日本がグローバルスタンダードといふものを求められている、そういうときには、残念ながら日本のグローバルスタンダードというのはアメリカ、ヨーロッパでございます。先ほど大臣がおっしゃいましたように、日本から発信できるグローバルスタンダードをつくっていくには、まず日本の国立大学が国際化することが非常に重要な課題であるということを申し述べさせていただきます。質問を終わります。

○委員長(南野知恵子君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(南野知恵子君) 御異議ないと認めま

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○畑野君枝君 私、日本共産党を代表して、学校教育法等の一部を改正する法律案について反対の討論を行います。

反対の理由の第一は、本法案が大学の自治を侵害し、学長中心の新たな管理運営の枠組みを大学に押しつけるものだからです。

国立大学では、長年の慣行として、全学的な意思決定機関として評議會を、学部の意思決定機関として教授会を機能させてきました。ところが、今回の審議を通じて文部省は、評議會、教授会を審議機関にすぎず、大学の意思決定と実行に責任を負うのは学長、学部長との見解を押し通し、各大学に押しつけようとしています。これでは、大学の慣行を無視した学長、学部長らのトップダウン押しつけ法案と言わなければなりません。

そして、学長の権限強化のために現行の評議會、教授会を大きく変質させようとしています。

国立大学は、学問・研究の自由を保障する立場から、評議會、教授会の構成はもとより、審議事項、議事手続も各大学が独自の慣行として定めています。ところが、本法案は、評議會の構成並びに審議事項まで定め、役割分担の名のもとに、教授会の審議事項も学部にかかわる三項目に絞つてしまひました。教授会の弱体化、形骸化をねらつたものであることは明らかです。

また、運営諮問会議については、既にさまざまな形でアドバイザーを置いている大学もあり、法律、省令で設置を義務づけるべきではありません。勧告権まで付与することは、外部からの教育研究に対する介入につながるおそれがあります。第二に、例外的措置とはいへ大学三年で学部卒業を可能とすることは、参考人も危惧の念を表明していたように、学生の学力と質の低下を招くものとして認めることができないからです。

今必要なのは、こうした改革の押しつけでなく、参考人陳述にあったようにボトムアップによる民主主義の徹底です。大学人みずからによる自

主的、創造的改革を励ますことです。そして、定員削減でなくスタッフの充実、高等教育予算の増額を図り、施設設備の抜本的改善を進めることです。

このことを強く主張して、反対討論といたします。

○委員長(南野知恵子君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(南野知恵子君) 御異議ないと認めま

これより採決に入ります。

学校教育法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(南野知恵子君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、江本孟紀君から発言を求められておりますので、これを許します。江本孟紀君。

○江本孟紀君 私は、ただいま可決されました学校教育法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党、新緑風会、公明党、社会民主党・護憲連合、自由党及び参議院の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

学校教育法等の一部を改正する法律案に

対する附帯決議(案)

政府及び関係者は、新たな時代の要請のもとでの学問の自由や大学の自治に留意しつつ、大学改革を積極的に推進するため、この法律の実施に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、三年以上の在学中で大学の卒業が認められる

在学期間の特例については、例外的措置である本制度の趣旨を踏まえ、導入の前提となる厳格な成績評価等、実施に当たつての要件を明確にするなど制度の適正な運用が確保され

るよう努めること。

二、大学の運営に当たつて、学長が評議會の審議を尊重し、また、学部の運営に当たつて、学部長が教授会の審議を尊重するなど、適正な運用が確保されるよう努めること。

三、運営諮問会議については、その制度の運用に当たつて、大学の教育研究の自主性を尊重しつつ、大局的な見地からの意見が広く各界から取り入れられるよう配慮すること。

四、大学の教育研究等の状況の公表に当たつては、公共的機関としての大学に関する情報公開への社会的要請に幅広く応えるとともに、積極的な情報発信に努めること。

五、先進諸国に比べ高等教育に対する公費負担の少ない我が国の実情に鑑み、大学等高等教育機関の活性化と各大学の個性的かつ創造的な発展を図るため、財政措置の拡充を含む必要な諸条件の整備に努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(南野知恵子君) ただいま江本君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(南野知恵子君) 多数と認めます。よつて、江本君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

いと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（南野知恵子君） 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十六分散会